

第 I 章

高等学校における防災教育

第 1 節 教育課程における防災教育の位置付け

第 2 節 管理職、中核教員の役割

第 3 節 地域と連携した防災訓練

まとめ

第 I 節 教育課程における防災教育の位置付け

1 学校安全の意義

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等（以下「事故等」という）が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

とりわけ、学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

さらに、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められており、自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つである。

（文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、平成31年3月）

2 学校安全のねらい

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。

（文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、平成31年3月）

3 学校安全の領域

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の3つの領域が挙げられる。

生活安全

・学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

交通安全

・様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

災害安全

・地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）の普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

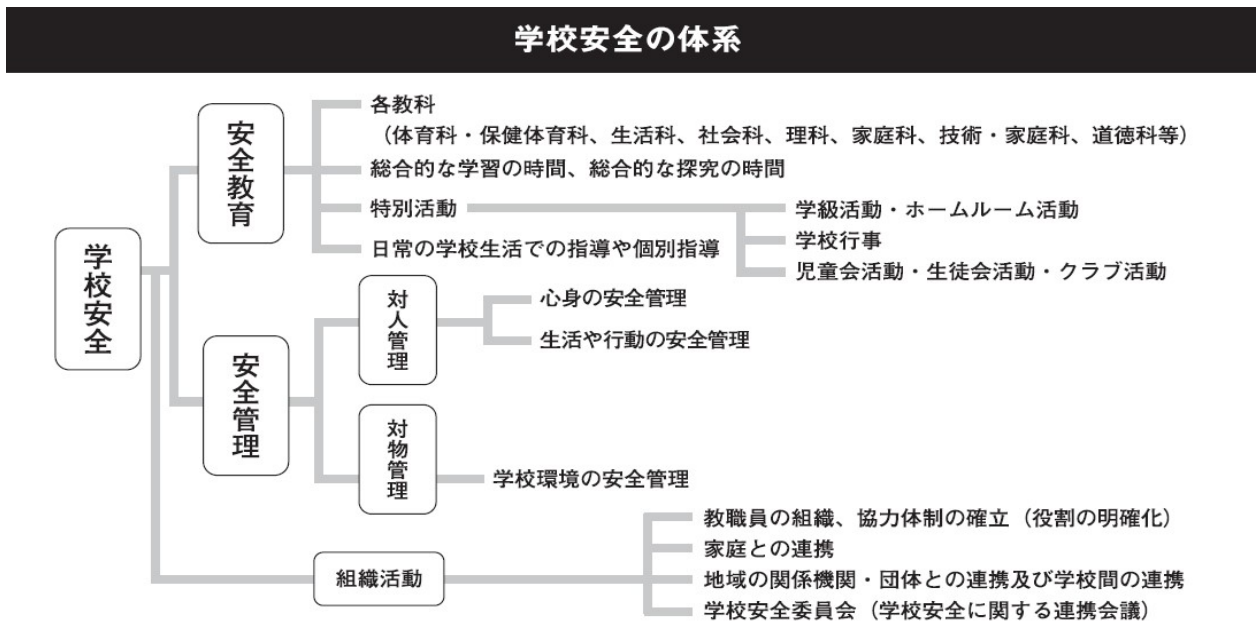
（文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、平成31年3月）

4 学校における安全教育と安全管理

(1) 学校における安全教育は、児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

また、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒等独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる。

(2) 学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理、さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。



(文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、平成31年3月)

第 I 章 高等学校における防災教育

5 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【知識・技能】

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

【思考力・判断力・表現力等】

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

【学びに向かう力・人間性等】

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。 (文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、平成31年3月)

6 各段階における安全教育の目標

(1) 幼稚園

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

(2) 小学校

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

(3) 中学校，中等教育学校（前期課程）

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

(4) 高等学校, 中等教育学校 (後期課程)

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の種類等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

(文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』、平成 31 年 3 月) を参考に一部加筆

7 危険予測・回避能力を育成する

危険予測・回避能力は、近年の安全教育において最も重要な概念であり、平成 29 年 2 月中央教育審議会「第 2 次学校安全の推進に関する計画の策定について (答申)」においても、安全教育については「自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けられることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校の教育活動全体で取り組むことが重要である」と述べている。

(渡邊正樹「今、はじめよう!新しい防災教育」光文書院、2013 年)

○危険予測能力…危険が存在する場面において、行動する前に危険を知覚し、それが身にせまる危険であるかどうか、重大な結果を招くかどうかを評価する能力

○危険回避能力…危険予測に基づき迅速かつ的確に、より安全な行動を選択する能力

危険予測と危険回避の内容

	危険予測	危険回避
知識の習得	危険な場所、危険な行動、危険な状況変化に関する知識	危険の回避方法に関する知識
的確な判断	危険なもの(こと)は何か、なぜ危険なのか	最も適切な危険回避の方法は何か

(渡邊正樹「今、はじめよう!新しい防災教育」光文書院、2013 年)

危険予測に関する知識の習得では、危険そのものの基礎・基本を学ぶ。ここでは「場所・時間(季節)」と「行動」の視点が重要である。「場所・時間(季節)」とは、事件・事故が起こりやすい場所と時間(あるいは季節)があるということである。

危険回避に関する知識の習得は、災害発生時にとるべき安全な行動はもちろん、災害発生に対して備えるべき事柄も含まれる。

的確な判断の段階では、自分の周囲で発生する可能性のある災害を取り上げ、習得した知識を当てはめる学習を行う。すなわち、習得した知識を活用して、思考・判断することであり、応用力を高めることである。

第 I 章 高等学校における防災教育

8 「主体的に行動する態度」を育成する

「主体的に行動する態度」とは、身につけた知識や判断力を避難行動のような迅速な行動につなげるための態度の育成が必要であることを示す。災害発生メカニズムや適切な避難方法について理解していることはもちろん重要であるが、それがいざというときに行動へ移せるとは限らない。そのために「主体的に行動する態度」の育成が必要なのである。



「主体的に行動する態度」の位置づけ

(渡邊正樹「今、はじめよう！新しい防災教育」光文書院、2013年)

9 安全教育の進め方

安全に関する指導は、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）総則第1款の2（3）において「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と示されている。

また、総則第1款5において「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」と示されている。

□安全教育の進め方

安全教育の目標

安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実にはぐくむ

カリキュラム・マネジメントの確立

学校安全計画の作成

- 自助、共助、公助の視点
- 内容のつながりを整理し教育課程を編成
- 家庭・地域との連携・協力体制
- 系統的・体系的な計画 ○校種間の連携
- 安全教育と安全管理との関連
- 全教職員の共通理解 など

地域の特性や児童生徒等の実情を踏まえ

学校教育全体を通じた指導

- 安全教育の効果を高めるための手法

取組状況の把握・検証

- 各種データの把握・分析

改善・見直し

- 教育課程の改善へ

□安全教育の進め方[ポイント]

学校教育全体を通じた計画的な指導

- 学校安全計画に適切かつ確実に位置づける ○全教職員の理解

安全教育の効果を高めるために → **自ら考え、主体的な行動につながる工夫**

- 危険予測の学習 ○視聴覚教材や資料の活用 ○地域や校内の安全マップづくり
- 学外の専門家の指導 ○避難訓練や応急手当などの実習
- 誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入 など

安全教育と安全管理との関連

安全管理で身に付けた力 ← **相乗効果** → 安全教育で身に付けた力

例)より安全な環境づくりを推進 例)安全な行動を実践

幼稚園における指導

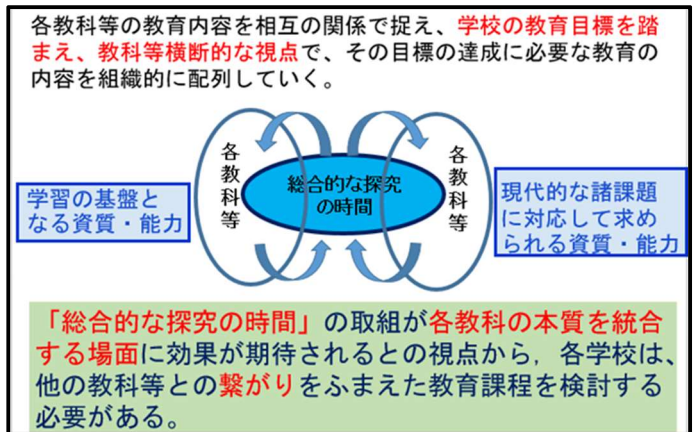
- 遊びを通しての安全指導が中心 ○危険回避 → 体験を通して学び取る

10 教育課程における防災教育の位置付け

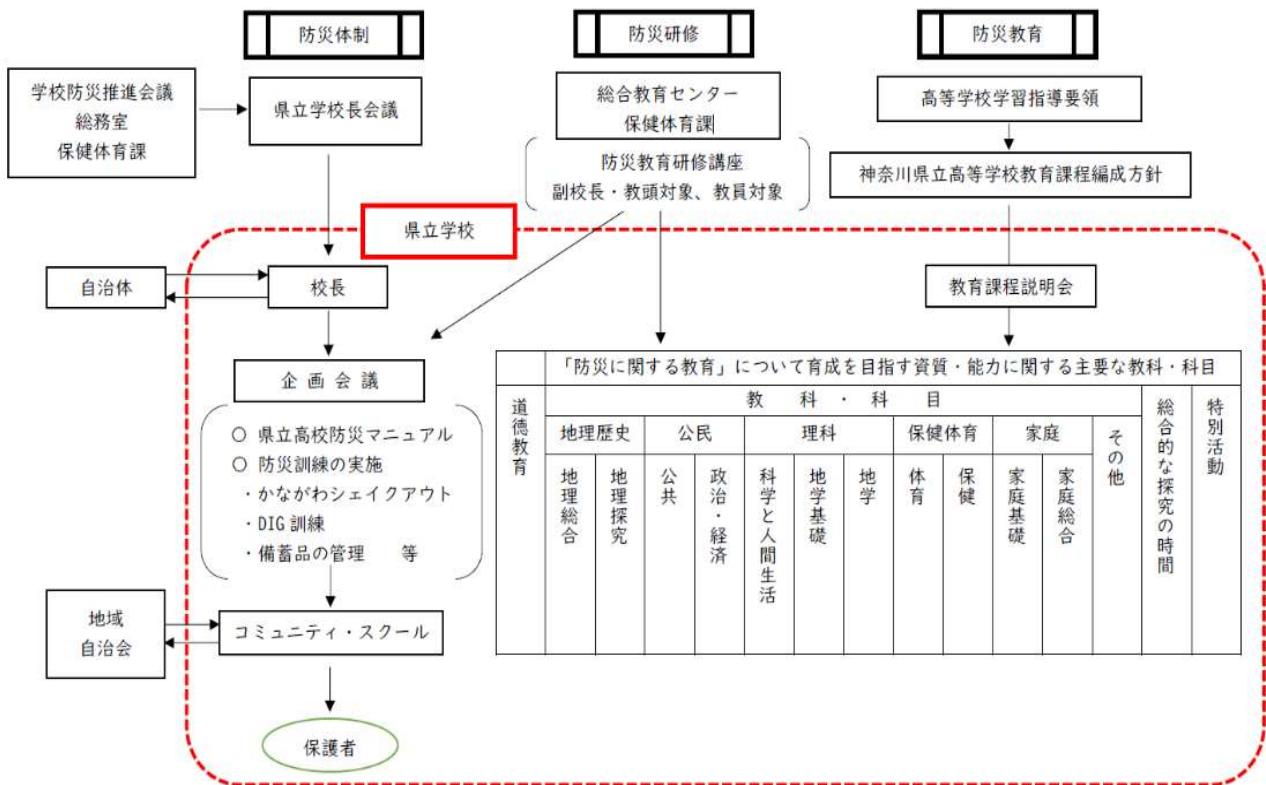
地震・津波や台風・大雨等による自然災害から「いのち」を守るために、各学校においては教育活動全体で必要な知識や確かな判断力、主体的に行動する態度を身に付け、迅速な行動につなげるための態度を養うことが求められている。そのためには、防災教育を教育課程に明確に位置付け、カリキュラム・マネジメントの視点で適切に実施し、学校教育目標達成に向け組織的に教育活動に取り組む必要がある。

次の図は、「総合的な探究の時間」を中核とした教科等横断的な教育課程編成を例に取り上げたものであり、学習の基盤となる資質・能力と、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を図るため、各教科等と「総合的な探究の時間」を往還させることをイメージできるように示したものである。新学習指導要領では、「持続可能な社会」の実現を目指した教育が推進されており、持続可能な社会の担い手を育てる ESD や SDGs の視点に立った学びが求められている。

「学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総合的な探究の時間編」では、課題の設定に際しては、SDGs の 17 の目標を参考にすることも考えられると示されており、地域や学校の特色に応じた課題の例として、「安全な町づくりに向けた防災計画の策定」が示されている。



「総合的な探究の時間」を例に、カリキュラム・マネジメントの3つの側面のうち、第一の側面を踏まえ、各教科等との往還をイメージしたもの



県立学校における防災に関する体制（高等学校）